

河川法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（都道府県知事又は指定都市の長による指定区間内の一級河川の管理）</p> <p>第二条 法第九条第二項の規定により、指定区間内の一級河川について、都道府県知事が行うこととされる管理は、次に掲げるもの以外のものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 水利使用で次に掲げるもの（以下「特定水利使用」という。） に關し、法第二十三条、第二十四条、第二十六条第一項、第三十条第一項及び第五十三条の二の規定による権限を行うこと。</p> <p>イ 出力が最大千キロワット以上の発電のためにするもの。ただし、当該発電が、法第二十三条の許可を受けた当該発電以外のためにする水利使用のために取水した流水のみを利用するものである場合を除く。</p>	<p>（都道府県知事又は指定都市の長による指定区間内の一級河川の管理）</p> <p>第二条 法第九条第二項の規定により、指定区間内の一級河川について、都道府県知事が行うこととされる管理は、次に掲げるもの以外のものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 水利使用で次に掲げるもの（以下「特定水利使用」という。） に關し、法第二十三条、第二十四条、第二十六条第一項、第三十条第一項及び第五十三条の二の規定による権限を行うこと。</p> <p>イ 発電のためにするもの。ただし、当該発電が、次に掲げる水利使用であつて法第二十三条の許可を受けたもののために取水した流水のみを利用するものである場合を除く。</p> <p>(1) 取水量が一日につき最大二千五百立方メートル未満の水利使用であつて給水人口が一人未満の水道のためにするもの</p> <p>(2) 取水量が一日につき最大二千五百立方メートル未満の鉱工業用水道のためにするもの</p> <p>(3) 取水量が一秒につき最大一立方メートル未満の水利使用であつてかんがい面積が三百ヘクタール未満のかんがいのためにするもの</p> <p>(4) 発電、水道、鉱工業用水道又はかんがい以外のためにするもの</p>

ロ 取水量が一日につき最大二千五百立方メートル以上又は給水人口が一人以上の水道のためにするもの

ハ 取水量が一日につき最大二千五百立方メートル以上の鉱工業用水道のためにするもの

ニ 取水量が一秒につき最大一立方メートル以上又はかんがい面積が三百ヘクタール以上のかんがいのためにするもの

ホ イからニまでに掲げる水利使用であつて法第二十三条の許可を受けたもののために取水した流水のみを利用する発電のためにするもの

四〇七 (略)

二・三 (略)

(関係都道府県知事の意見を聴かなければならない一級河川の管理)

第二十條の二 法第三十六條第三項の一級河川の管理で政令で定めるものは、特定水利使用以外の水利使用で次に掲げるものに関する法第二十三条又は第二十六條第一項の規定による処分とする。

一 出力が最大二百キロワット以上の発電のためにするもの。ただし、当該発電が、法第二十三条の許可を受けた当該発電以外のためにする水利使用のために取水した流水のみを利用するものである場合を除く。

二 取水量が一日につき最大千二百立方メートル以上又は給水人口が五千人以上の水道のためにするもの

三 取水量が一秒につき最大〇・三立方メートル以上又はかんがい面積が百ヘクタール以上のかんがいのためにするもの

四 取水量が一日につき最大千二百立方メートル以上の水利使用で

もの

ロ 取水量が一日につき最大二千五百立方メートル以上又は給水人口が一人以上の水道のためにするもの

ハ 取水量が一日につき最大二千五百立方メートル以上の鉱工業用水道のためにするもの

ニ 取水量が一秒につき最大一立方メートル以上又はかんがい面積が三百ヘクタール以上のかんがいのためにするもの

四〇七 (略)

二・三 (略)

(関係都道府県知事の意見を聴かなければならない一級河川の管理)

第二十條の二 法第三十六條第三項の一級河川の管理で政令で定めるものは、特定水利使用以外の水利使用で次に掲げるものに関する法第二十三条又は第二十六條第一項の規定による処分とする。

一 取水量が一日につき最大千二百立方メートル以上又は給水人口が五千人以上の水道のためにするもの

二 取水量が一秒につき最大〇・三立方メートル以上又はかんがい面積が百ヘクタール以上のかんがいのためにするもの

三 取水量が一日につき最大千二百立方メートル以上の水利使用で

あつて発電、水道又はかんがい以外のためにするもの
五 前各号に掲げる水利使用であつて法第二十三条の許可を受けた
ものために取水した流水のみを利用する発電のためにするもの

あつて発電、水道又はかんがい以外のためにするもの
四 前三号に掲げる水利使用であつて法第二十三条の許可を受けた
ものために取水した流水のみを利用する発電のためにするもの